

## 入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	適用条項		
1	ジェイアール東海コンサルタント(株) 代表取締役社長 杉崎 英司 名古屋市中村区名駅5-33-10		(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で構成取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県以外におけるもの 3か月			コンサル:設計、測量、建設コンサルタント、地質調査 役務の提供等:調査委託
2	大日コンサルタント(株) 中日本支社 支社長 宮之上 昭彦 名古屋市中村区名駅5-27-13		【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。	要領別表第8項第1号	6か月 令和8年1月23日～ 令和8年7月22日	コンサル:測量、建設コンサルタント、 地質調査、補償コンサルタント 役務の提供等:調査委託、検査・測定
3	(株)トーニチコンサルタント 中部支社 支社長 渡邊 秀行 名古屋市中区葵1-20-22	当該事業者は、遅くとも令和3年2月以降、特定地方自治体等が発注する特定跨線橋点検等業務において、5社の中から受注予定者を決定し、それ以外の者は受注予定者が受注できるように協力していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で構成取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県以外におけるもの 3か月			コンサル:設計、測量、建設コンサルタント、 地質調査、役務の提供等:調査委託、検査・測定
4	日本交通技術(株) 名古屋支店 支店長 澤田 一三 名古屋市中村区椿町14-13				12か月 令和8年1月23日～ 令和9年1月22日	コンサル:測量、建設コンサルタント 役務の提供等:調査委託
5	丸栄調査設計(株) 名古屋支店 支店長 相場 久志 名古屋市中区丸の内3-5-2 ミュゼット丸の内601号室					コンサル:測量、建設コンサルタント、 地質調査、補償コンサルタント